

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山県は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、ID及びパスワードによるアクセス制限等、情報漏洩に対する対策を講じる。

評価実施機関名

和歌山県知事

公表日

令和7年8月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	心身に重度又は中度の障害(政令で定められた障害等級)のある、20歳未満の児童の父又は母がその障害児を監護するとき、あるいは障害児と同居して監護し、その生計を維持する養育者に対して手当を支給する。 なお、上記の事務を行うに当たっては、基本4情報(氏名・住所・生年月日・性別)の他、所得等の個人情報を取扱う。
③システムの名称	(特別)児童扶養手当システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当受給資格者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法別表 66の項、67の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第37条、第38条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 ・番号利用法 第19条第8号 ・番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条、第15条、第18条、第21条、第22条、第31条、第82条、第83条、第127条、第157条 ○情報照会に係る根拠 ・番号利用法別表 66の項、67の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第37条、第38条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県総務部総務管理局総務課(情報公開コーナー)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	和歌山県福祉保健政策局障害福祉課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	(特別)児童扶養手当システムがチェックデジットで個々の番号の番号の真正性を確認。また、同一番号のデータがあれば、エラーメッセージが表示される仕組みとなっている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9) 従業者に対する教育・啓発]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 	
判断の根拠	<p style="color: red;">特定個人情報保護指針に従い、引き続き事務取扱者の適切な監督を行っていく。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	時点修正
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	時点修正
令和1年5月31日	IV リスク対策	—	新規追加	事後	様式変更に伴う追加
令和2年5月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(特別)児童扶養手当システム	(特別)児童扶養手当システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和2年5月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和2年5月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年6月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年6月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和4年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	時点修正
令和4年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	時点修正
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号利用法別表第一 46の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第37条	・番号利用法別表 66の項、67の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第37条、第38条	事後	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 ・番号利用法別表第二 16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び(情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条 ○情報照会に係る根拠 ・番号利用法別表第二 66の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び(情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第37条	○情報提供に係る根拠 ・番号利用法 第19条第8号 ・番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条、第15条、第18条、第21条、第22条、第31条、第82条、第83条、第127条、第157条 ○情報照会に係る根拠 ・番号利用法別表 66の項、67の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第37条、第38条	事後	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	時点修正
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	時点修正
	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	新規追加	事後	様式変更に伴う追加
	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	—	新規追加	事後	様式変更に伴う追加